

ラテンアメリカにおける女性のエンパワーメントと IDB の取り組み

式部 透

はじめに

米州開発銀行（IDB）は、中南米・カリブ（LAC）加盟諸国の経済・社会発展に貢献することを目的として 1959 年に設立された、地域向け多国間開発金融機関である。民間中小企業に対する投融資を行う米州投資公社（IIC）（86 年設立）、民間投資を促進するための技術支援や零細・中小企業育成等を行う多数国間投資基金（MIF）（93 年設立）とともに、IDB グループを構成している。

LAC 地域は 90 年代以降民主主義が広く定着し、また開放型市場経済体制への移行による高い経済成長を達成してきている一方で、域内国間や国内における貧困や貧富の格差の問題は今なお根強く残っている。IDB グループは設立以来、LAC 加盟諸国に対する融資や技術協力を通じ、経済発展の基礎となるインフラ整備や社会政策の支援をはじめとした貧困削減への取り組み、あるいは民間セクターの発展を支援してきており、近年は環境・気候変動分野への取り組みや防災、域内経済統合に関するイニシアティブの推進、また、民間セクター発展のためのビジネス環境改善など、ニーズに的確かつ迅速に答えるため、積極的な活動を展開している。

このように IDB の取り組みは多岐にわたるが、本稿では、ジェンダー平等の推進が貧困削減に貢献することに着目して実施されている、女性のエンパワーメントに関する支援について紹介したい。

女性のエンパワーメント、ジェンダー平等に対する IDB の支援方針

IDB は 1987 年、開発プロセスへの女性参加を促し、女性の社会・経済的地位を改善するため、「開発における女性に関する業務指針」を策定した。その後 2007 年に、貧困削減に向けた取り組みは社会的平等性の実現に寄与した国や地域の文化に即した開発をとまなうものであるべきとの考えのもと、ジェンダー平等性や先住民、アフリカ系移民の子孫への支援を行う「ジェンダー・多様性課（GDI）」を設置した。さらに 10 年には「開発におけるジェンダー平等性に関する業務指針」を策定した。これは現在 IDB のジェンダー平等

に関する基本方針となっており、(1) IDB の各種事業にジェンダー平等の視点を取り入れること、(2) ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに向けた直接的支援を実施していくこと、(3) IDB の事業により意図せぬネガティブな効果が生じるリスクを避けること、の 3 点を柱としている。

この方針のもと、10 年から 13 年の間に、IDB の融資案件全体に占める、ジェンダー関連の要素を含む案件の割合は 4 倍に増加し、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントを直接支援する技術協力案件の承認額は 2 倍に増加した。加えて、融資・技術協力プロジェクトのインパクト評価を実施し、ジェンダー平等につながる効果的なモデルやグッドプラクティスの把握が進められている。

IDB は現在、女性に対する暴力の廃絶、女性のリーダーシップ育成、女性の経済的エンパワーメント、ジェンダー主流化（プロジェクトの検討に当たり、ジェンダー平等の視点を組み込むこと）、といったテーマを中心に取り組んでいる。



女性暴力シェルター施設ーウルグアイ（筆者撮影）

女性のエンパワーメント、ジェンダー平等のための取り組み

(1) 女性に対する暴力の廃絶

LAC 地域では暴力の被害を受ける女性が後を絶たない。国によって差はあるが、過去に配偶者やパートナーから暴力を受けた経験を持つ女性の割合は 17 ～ 53

%にのぼる。暴力を受けた女性が死亡するケースもあり、そうでなくても精神的、肉体的苦痛を負い、その影響が子供に及ぶこともある。また、暴力を受けた女性の生産性と所得は、暴力を受けたことがない女性に比べて低い傾向があり、経済的にも負の影響を及ぼすことがわかっている。LAC 地域では女性への暴力により、GDP の1.6%から3.7%に相当する経済的損失があると試算されている。女性に対する暴力の背景には社会、文化、経済など様々な要素があり、これをなくするのは容易ではないが、IDB は暴力を受けた女性に対する支援と暴力の阻止、両側面に取り組んでいる。

エルサルバドルの「シウダ・ムヘール」プロジェクトでは、女性のためのセンターを設立し、そこで保健サービス、暴力被害者に対する法的支援や各種ケア、職業訓練、職業紹介、またセンターに来る女性のための保育サービスなど、効率的かつ効果的に総合的なサービスを提供している。さらに、女性への暴力に対する取り組みという視点で言うと、被害対策に特化した相談所や警察には相談に行きにくい、あるいは加害者に知られることを恐れて行かれないという女性でも、足を運びやすいというメリットがある。このほか、ペルーの「ウィメンズ・ビレッジ」プロジェクトでは、女性省が運営する、暴力を受けた女性のための緊急センターの拡充を行っている。これにより、被害を受けた女性に保健サービスや経済的自立のための訓練などを提供して、女性のエンパワーメントを支援している。

これとは違ったアプローチで、パラグアイ法務省と共に実施している市民安全プロジェクトの中で女性への家庭内暴力に関する取り組みを行っている。警察署や女性の暴力被害に対応する施設の強化、被害を受けた女性に対応する人材の訓練を行い、女性が被害届を出したり相談に行ったりしやすい環境を整え、また届け出があった場合の対応の改善をはかっている。さらに、被害を受けた女性のための緊急直通電話と警察への緊急直通電話（日本の110番にあたる）の連携強化、女性に暴力をふるう男性のための再教育センターの開設、女性に対する暴力防止キャンペーンの実施、家庭内暴力に関する全国調査の実施などが行われている。ジャマイカでは国家安全省と共に、女性への暴力を防ぐ目的で、子育て中の親に対する教育を行っている。加えて、被害を受けた女性に対するサービスの強化、女性への暴力に関する項目を盛り込んだ女性の健康調査も実施する予定だ。

またペルーでは、暴力の防止のための手段としてマ

イクロファイナンスを活用するという取り組みが行われている。配偶者やパートナーによる暴力を55%減少させたという南アフリカの成功事例を取り入れたもので、伝統的なマイクロファイナンス・プログラムの中にジェンダーに関する啓蒙活動やトレーニングを盛り込み、特に農村部の先住民女性を対象に実施している。エルサルバドルでは、ブラジルのNGOが実施した成功例を取り入れ、13歳から18歳までの男女若者に対して学校でジェンダーや暴力に関する教育を行ったり、コミュニティ・リーダー、地方公務員を対象に意識や行動の変革を促す啓蒙活動などを実施している。



女性のための授産施設－ウルグアイ（筆者撮影）

(2) 女性の経済的エンパワーメント

IDB と MIF が共同で実施する「女性起業家のための銀行（WeB）」構想では、女性の経済的エンパワーメントの強化を目指している。域内複数国の銀行やその他金融仲介機関を支援し、女性が経営する中小・零細企業を対象とした革新的、かつ包摂的な融資モデルの実施に協力してもらうというものである。モデルの中身は国ごとに異なるが、共通する特徴は、女性起業家に融資を提供するだけでなく、企業の経営や拡大に必要な技術支援も行っている点である。支援内容は、市場調査、ビジネストレーニング、カスタマーサービス戦略の作成、キャパシティビルディング、メンタリングなど幅広く多岐にわたる。新しい融資モデルを実施するにあたっては、金融機関職員に対する知識移転やトレーニングも行っている。WeB 構想はこれまでに、ジャマイカ、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、エクアドル、ボリビア、パラグアイ、ブラジルで実施されてきた。

(3) 女性のリーダーシップ育成

女性の市民参加、政治参加を促すために実施されているのが、「女性のリーダーシップ支援プログラム（PROLEAD）」である。意思決定に携わる職位への女性のアクセスを増やし、民主化プロセスの強化をはかるプログラムで、1998年に始まって以来、他の国際機関とも連携しながら実施されている。中央・地方政治における女性のリーダーシップ強化を支援する市民団体に助成金を提供し、研修、調査などの支援を行っている。プログラム開始以来120を越える市民団体に助成金を提供し、その活動を支援しており、このうち20%は、先住民女性やアフリカ系移民の子孫にあたる女性を支援する団体である。これまでに、①LAC地域の女性の政治参加に関する複数の調査研究、②選挙により選出された女性の数の増加、③女性に関する政府の公的説明責任の強化、④地方政府の活動計画やプログラムへのジェンダー主流化、⑤女性のエンパワーメントを支援する市民団体の組織強化、などの成果をあげている。



農村巡回母児診療ーエルサルバドル（筆者撮影）

(4) IDBが実施するプロジェクトのジェンダー主流化

低所得世帯向けの住宅提供を支援するニカラグアのプロジェクトでは、住宅や土地の所有権獲得に関する男女の差が顕著であることから、プロジェクト作成段階からこうした不平等を改善するための配慮がなされている。具体的には、住宅の改善や購入のために交付する補助金の50%を女性が世帯主の家庭に提供すること、プロジェクトの意思決定プロセスやモニタリングへの女性参加を促すことなどが挙げられる。

コスタリカの、科学・技術・工学分野の人材育成支援プロジェクトでも、ジェンダー主流化のための取り

組みが行われた。同分野の奨学金受給者を見ると、女性数は男性よりも30%少なく、政府奨学金においては女性の比率が非常に少ないという現状があった。この格差を縮め、科学技術分野での女性の活躍を奨励するために、女性の奨学金申請対象年齢を引き上げるなどの措置を図った。

LAC地域の農村部では、適切な水や衛生サービスがないため、女性が家庭用水を外から運んでこななければならないというケースが少なくない。ボリビアの水プロジェクトでは、水・衛生分野における女性の役割に注目し、コミュニティの水管理委員会や、水の管理・衛生に関するトレーニングへの女性参加を促している。

(5) LAC域内政策対話

IDBは上記のような、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等のためのプロジェクトや研究調査に加え、政策対話も行っている。昨年12月に第1回域内政策対話が開催され、ハイレベル政策立案者、学術関係者、他の国際機関の専門家、NGO関係者などが参加し、特に女性に対する暴力問題について経験の共有、意見交換、議論が行われた。

おわりに

ジェンダー平等性の実現はIDBの優先課題の一つであり、今後とも女性のエンパワーメントのための取り組みを強化していくこととしている。具体的には、IDBの国別戦略や政策対話の中に、より体系的にジェンダー問題を盛り込むこと、ジェンダー平等性や女性のエンパワーメントの実現を直接支援する融資案件数を増やすこと、効果的・効率的なモデルやグッドプラクティスの分析と把握にさらにつとめ、クライアントに対して実績・実証に基づいた解決策や改善方法を提案すること、などである。

IDB ジェンダー・多様性局（GDI）のウェブサイト

<http://www.iadb.org/en/topics/gender-indigenous-peoples-and-african-descendants/gender-indigenous-peoples-and-african-descendants,1212.html>

MIFの女性のエンパワーメントに関するサイト

<http://www.fomin.org/en-us/HOME/Projects/Womens-Empowerment>

（しきぶ とおる 米州開発銀行アジア事務所長、

ラテンアメリカ協会理事）